

委 託 契 約 書 (案)

茨城県伝統工芸品展実行委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度茨城県伝統工芸品展開催委託業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 令和8年度茨城県伝統工芸品展開催委託業務
- （2）委託業務内容 別添委託事業仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を委託仕様書に従って実施しなければならない。また委託仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円を含む）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託費を、委託事業が終了し、第10条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 茨城県財務規則第138条第2項第6号の規定により、甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託費の使途)

第6条 乙は、委託費を委託業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反にかかる金額の返還を乙に請求することができるものとする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、契約に基づいて生ずる権利は、第三者に譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、委託事業を処理するため個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第11条 乙は、委託事業が完了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の実績報告書（別紙様式2）を令和9年3月31日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第86号）を添付するものとする。

(適合の審査及び通知)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第13条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第14条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第11条から第13条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第15条 甲は、委託業務の内容を変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定にかかわらず、甲が委託業務の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第16条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(6) その他この契約を継続することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(委託事業の報告等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(瑕疵担保)

第18条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があ

った場合には、検査後1年間は、これを完全なもの引き換え、又は補償をしなければならない。

(著作権)

第19条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(帳簿等)

第20条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第16条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県伝統工芸品展実行委員会
会 長 猪ノ原 武史

乙

(別記)

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。